

子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会(第1回)での主な意見と論点等①

【研修の枠組み・内容について】

御意見	論点・方向性等	備考
<p>○利用者支援事業について、子育て支援員(仮称)研修の対象を利用者支援事業のすべての類型とせず、特定型の職員に限定してはどうか。</p> <p>○利用者支援事業については、他の事業と役割が異なることから、子育て支援員(仮称)研修の対象から除いた方がよいのではないか。</p> <p>○地域子育て支援拠点事業について、共通研修のみとせず、専門的な研修が必要ではないか。</p>	<p>→利用者支援事業の従事者の質の確保のためにはすべての類型において、研修は必要であることから、利用者支援事業に向けた研修を①基本型(専任職員)と②特定型(専任職員)の2類型とするとともに、③地域子育て支援拠点事業の専任職員に対する専門研修を設ける方向で検討。</p> <p>※基本型の受講要件に、資格要件や実務経験などを必須とすることを検討。</p>	<p>参考資料1 参照</p>
<p>○子育て支援員(仮称)の対象範囲が、ゼロ歳児から18歳未満までの子どもを対象としていることや、放課後児童クラブから社会的養護の必要な子ども、さらに保育、子育て支援と非常に広く、それぞれに見合った研修ができるのか懸念。</p>	<p>→子育て支援員(仮称)研修の対象が多岐にわたり、また地域保育に係る事業については事業内容が多様であることから、地域保育の研修体系・内容について、それぞれ事業内容が異なることを踏まえた研修内容とする必要性について検討。</p>	<p>参考資料1 参照</p>
<p>○家庭的保育及び小規模保育C型において、家庭的保育者と家庭的保育補助者は基本的に同じ内容の研修を受けるようにすべき。(異なる内容の研修を受けた者が一つの保育をすることがないように)</p>	<p>→家庭的保育者と家庭的保育補助者について、現行の研修と同様に同じ内容の研修を受講できるよう検討。</p>	
<p>○地域保育においては、保育単位が小さければ小さいほど、保育士と同じ役割を保育従事者等も担うことから、保育者としての自覚が必要となる、研修の内容には留意が必要。</p>	<p>→地域保育の研修内容が保育者として十分な内容となるよう検討。</p>	

子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会(第1回)での主な意見と論点等②

【研修ガイドラインの作成について】

御意見	論点・方向性等	備考
<p>○提案された研修時間数が理想から考えて少ないが、一方で小規模保育等の円滑な実施のためには研修のハードルを一定の程度にとどめることは理解できる。このため、研修内容のポイントを押さえ、実施主体や講師の違いにより研修が不十分なものとならないよう各科目の内容の押さえておくべきガイドラインを作成してはどうか。</p>	<p>→本検討会及び専門研修WTでの結論(研修カリキュラム)を踏まえ、各座長のもと策定する方向で検討。</p>	<p>資料3参照</p>

【フォローアップ研修・現任研修について】

御意見	論点・方向性等	備考
<p>○子育て支援員(仮称)の認定後のフォローアップ研修・現任研修は重要である。</p>	<p>→フォローアップ研修等の従事者に対する研修は、保育者等の質の維持・向上のために重要であり、事業の特性に応じた検討を行う。</p>	<p>資料4参照</p>

子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会(第1回)での主な意見と論点等③

【研修対象者について】

御意見	論点・方向性等	備考
○「育児経験豊かな主婦等」が強調されることにより保育の専門性について社会の誤解の拡大を危惧。例えば「保育や子育て支援の仕事に関心を持つ現在就業していない人」としてはどうか。	→受講対象者の限定は行わない。保育に対する誤解が生じないように、研修対象者を「保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各種事業への従事することを希望する者等」とする。	資料4参照

【研修制度の具体的な仕組み】

御意見	論点・方向性等	備考
○子育て支援員(仮称)研修の認定情報の管理に関する実務の具体的なイメージについて示していただきたい。	→今後、他制度の状況を及び本検討会・専門研修ワーキングチームの検討を踏まえ、認定情報(名簿)の管理等のみならず具体的な事業の全体像を実施要綱等においてお示しする予定。	